

議案第 17 号

三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（三次市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 三次市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年三次市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(7)を削り、同号ア(4)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(4)を同号ア(7)とし、同号ア(9)を同号ア(4)とする。

第 16 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 20 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談そ

の他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三次市職員の給与に関する条例（平成16年三次市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正に係る令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例第2条の規定による改正後の三次市職員の給与に関する条例第16条第2項から第6項まで又は第18条の2第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合

において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 特定任期付職員 167.5分の10

(3) 再任用職員 72.5分の10

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正に係る委任)

3 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。